

令和06年5月9日 憲法審査会発言

自民党の古屋圭司です。私は、当審査会の一メンバーとして毎回各委員からの発言に真摯に耳を傾けてきました。その発言内容を元に提案をさせていただきます。

冒頭、この審査会は憲法改正案の発議権を有するものです。

この観点からすると、次のことが言えます。

即ち、憲法改正できるのは、主権者である国民の皆さんです。しかし現状は改正に賛成か反対か、国民の皆さんによる判断の場＝即ち国民投票に参加し、主体的に意思表示をする場を奪っているのが現状です。これは国会の不作为といっても過言ではありません。

勿論、憲法を改正しても昨今の喫緊の課題である円安や物価高には即対応することはできません。しかし日本が10年後にも世界情勢が大きく変わっても、世界から尊敬されかつ日本が責任ある主導的國家であり続けるためには、今こそ憲法改正が必要と考えます。

我々国会議員は将来への責任を負っているのです。

さて、当審査会はここ数年で数十回にわたり開催されています。既に議論の段階から改正案の取り纏め段階にきていることは間違いありません。

そこでこの審査会で各政党各委員の発言を簡単にファクトベースで申し上げたい。

自民党

幅広い会派間で改正原案作成のための協議を行うため、起草委員会

を作り条文案取り纏め作業を進めることを提案。

公明党

議論は出尽くしている。緊急事態のテーマについて改正原案を策定し取りまとめるべし。

維新

当審査会の生みの親である故中山太郎先生は、政局とは離れ静謐な環境で運営すべし。発議権を有する審査会に衣替え後も、この精神は脈々と生きている。

直ちに起草委員会を設けて改正原案の策定をすべし。

国民民主

起草委員会を設置し速やかに具体的スケジュールと戦略を示すべき。

有志の会

条文取り纏めの起草委員会を立ち上げ、結論を出す審査会に舵を切れ。

一方立憲民主党は、

憲法に関する議論を引き続きしたい。

じっくりと構えて議論を。等々。

これでは起草委員会設置に反対のための議論ではと疑いたくなるのは私だけではないでしょう。

当審査会設置に当初から反対するが、出席している共産党を除けば、立憲以外全ての政党会派は起草委員会設置に賛成の意を表明しています。

民主主義の大原則は少数意見に耳は傾けるものの、最終的には多数

の意見を取り入れ結論を得ること。審査会長の取り計らいにより当憲法審査会に改正原案取り纏めのための起草委員会の設置を強く要望します。

一方私からは、私の持ち時間内で、立憲民主党に対し、何故起草委員会設置に賛同できないのか、ご答弁いただければ幸いです。

以上で発言を終えます。